

第 22 期 第 14 回 日高海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年6月19日(月) 14時50分～15時50分
- 2 開催場所 日高振興局 202会議室
- 3 出席委員 大澤晃弘 神田勉 逢山義 幸
佐藤勝 中村敬 梶川幸
小松伸美 白石智泰 浦川聡
深根英範 山中孝俊 住野谷張貴
中村義弘
- 4 欠席委員 安田司 坂本好則
- 5 事務局 (日高振興局) 水産課長 岸 鉄也
漁業管理係長 松枝直一
主 事 渡部孝之
(日高海区漁業調整委員会) 事務局長 佐々木真美
主 事 大谷美夢
- 6 議事事項
議案第1号 日高海区漁場計画(第15次定置漁業権)素案について
議案第2号 まつかわの資源保護を図るための採捕制限に関する委員会指
示について
議案第3号 北海道の資源管理方針の一部改正について(答申)
議案第4号 北海道資源管理方針の一部改正について(答申)
特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の
当初配分案等について(答申)
議案第5号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等
について(答申)日高振興局管轄
議案第6号 日高海区漁業調整委員会が保有する個人情報保護に関する
規定の廃止及び個人情報保護に関する日高海区漁業調整委
員会規定の制定について
議案第7号 北海道情報公開条例の施行に関する日高海区漁業調整委員会
規定の一部改正について
- 7 報告事項
(1) 日高海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱の一部改正につ
いて
(2) 日高海区漁業調整委員会公文書開示事務取扱要綱の一部改正につ
いて
- 8 その他
- 9 会議のてん末
事務局長 定刻前ですが、皆様おそろいなので、ただいまから第22期第1
4回日高海区漁業調整委員会を開催します。
はじめに、大澤会長から挨拶を申し上げます。

大澤会長 皆さんこんにちは。

今期第14回日の当委員会開催をご案内申し上げましたところ、皆様におかれましては、お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、日高振興局岸水産課長をはじめ、担当職員の方には、公務ご多忙にも関わらずご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、皆様もご存じのとおり、日高管内を中心に、オオズワイガニが大量に発生し、一部地域では操業に支障を来す場面が出ているような話を見聞きしております。

一昨年前の赤潮の影響もタコに限らず、ウニやツブなど、赤潮で大きな被害を受けた魚種も、未だ回復していない中で、こうした環境変化に伴い、今後の漁業にどのように影響を及ぼしていくのか心配されるところであります。

一刻も早く管内の漁業が安心して、操業できる環境に好転することを、節に願う次第であります。

さて本日は、漁業権に係る漁場計画素案など7件の議案と報告事項が2件となっております。

皆様には、慎重なご審議をお願いしまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶といたします。

本日は、よろしく願いいたします。

事務局長

それでは、大澤会長の議長により議事の進行をお願いします。

議長

それでは、議事に入ります。

人員の報告をいたします。

本日の委員会には、委員15名中13名の出席をいただいておりますので、本委員会は成立いたします。

次に、議事録署名委員2名の選出でございますが、委員会規程により、私から指名させていただきます。

本日の署名委員は、神田委員と逢山委員をお願いいたします。

これより、議事に入ります。

議案第1号日高海区漁場計画第15次定置漁業権素案について、振興局から説明してください。

松枝係長

振興局水産課松枝でございます。

まずはこれまでの経過について、概要をご説明いたします。

草案につきましては、本年4月14日開催の小委員会及び委員会で協議し、4月19日付けで同内容により水産林務部長へ提出しました。

継続検討としておりました操業期間に関連し、5月16日漁業管理課さけます係が来庁し、当委員会と管内意見をとりまとめた日高定置漁業者組合に対して、道の考えについて説明した上で、意見交換を行いました。

翌日5月17日振興局水産課と海区事務局で、漁業管理課さけます係が行う草案ヒアリングに参加し、6月9日付けで水産林務部長から草案に対する検討確認事項等を含む回答がありました。

検討確認事項等について関係漁協と協議し、素案として本日の協議に至ったところでございます。

では、操業期間前後の延長等を内容として、管内意見を提出して参りました、操業期間等に対する意見への道回答からご説明します。

5 ページがサケマス内水面担当課長から日高振興局水産課長への回答文となります。

6 ページが日高振興局から提出した現地意見と、道からの回答となります。

えりも以西・以東に分けて意見等回答が示されております。

はじめに以西海域に関しましては、操業終期におけるさけ漁獲量増加と、それらの利用による経営安定を図る、14次漁業権期間において後期群が増加傾向になるなど秋サケ来遊時期の変化に応じ操業始期前倒しと、操業終期後ろ倒しを要望したのに対して、道からの回答では、管内後期親魚捕獲及び採卵数が計画未達成であること、特に以西海域においては、計画達成できない年もあって安定しておらず、以西海域全体として地場資源造成に取り組むべき状況であるので、要望は認められず、道案の通り決定する。

以東海域に関しましては、後期に関する以西と同じ状況から、操業終期の後ろ倒しを要望したのに対して、以西と同じ理由から、要望は認められず、道案の通り決定する内容。

この回答文発出前には、漁業管理課が振興局に参りまして、操業期間の要望に関して管内意見のとりまとめを行った日高定置漁業者組合正副組合長と、海区大澤会長に対しまして、道の考え方を説明の上意見交換を行ったところでございます。

この中では多くの意見交換が行われましたが、河川捕獲状況と海面漁獲状況を注視し、後期資源の確保が充分行われたと確認できた段階で、15次定置漁業権免許期間内であっても、漁期延長に向けた取組を行っていくことなどを確認しております。

これらを踏まえ、後ほどご説明させて頂く、素案では、14次漁業権と同じ操業期間を漁場計画に設定しております。

次に、河口付近の指定区域内に設定された定置漁業権について、7ページをご覧下さい。

これは、えさけ定第12号及び第13号が歌別川河口、静さけ定第6号が静内川河口の指定区域内に当たることから、継続協議として草案を策定し、道と協議して参りました。

今回、当該指定区域内の漁場設定について、現行通りの設定で支障無しとされました。

個別の漁場計画草案に対する、水産林務部からの回答については、お手元の資料1をご覧ください。

1 ページが水産林務部長から日高振興局長宛の回答文となっております。

個々の漁業権ごとへの回答は2ページのえりもから4ページの日高町門別まで、殆どの漁場において現時点で支障無しとの回答となっております。

ここで、3ページの上段、浦さけ定第5号をご覧下さい。

当漁場につきましては、漁業時期の変更として、これまで秋のみの操業期間から、春秋に変更したいとするものに対しまして、検討課題が示されました。

1 点目は、春漁期単独での採算性を具体的な経営計画により、確認のうえ設定について慎重に検討すること。

2 点目は、春定置設定にあたり、TAC管理されている特定水産資源であるスケトウダラ及びサバ類の資源管理について、管内としての考え方を整理の上検討すること。

3 点目は、同一海域において同一のスケトウダラ資源を利用し

ている渡島、胆振に対して、漁業調整上の支障が今後発生しないよう、春定置設定について予め説明すること。

以上、3点となります。

5号の下段○号としておりますのは、草案におきましては、浦さけ定第5号を春・秋操業とする形で漁場計画としておりましたところ、第9次定置漁業権では現第5号の沖に第6号として、春定置のみで免許実績を有する漁場があることが判明し致しました。

その後関係漁協に確認しましたところ、組合内におきましては、不採算を理由として当面の間休漁するものと内部整理されていることが確認されました。

このため、道との草案協議におきましては、その漁場を含めた検討を行なっており、草案回答には第○号として、浦さけ定第5号と同内容の検討課題が示されています。

資料1-2をご覧ください。A4横の資料となります。

検討課題について、個別に振興局の考え方を示した資料となります。

先ほど話しました3点の課題について1点目、春漁期単独での採算性につきましては、春漁期の想定支出額と、近隣漁場の春定置水揚げを参考とした想定収入額から、単独で採算性が確保されていることを、振興局で別途確認しております。

2点目のTAC関係特定水産資源の資源管理について、まずスケトウダラに関しましては、日高管内春定置におきましては、各漁業者が参加する自主管理協定により、これまで適正な利用が図られているところと認識しております。

今回の漁場設定におきましては、新たに漁業権を取得する漁業者を自主管理協定に参加させていくことについて、春定置網すけとうだら協定運営委員会に打診し、この取組を維持する方向でご検討頂いているところと伺っております。

3点目、同一海域の同一資源利用を行う渡島・胆振に対して、漁業調整上の支障が生じないように、事前説明することにつきましては、現在振興局から関係振興局を通じ説明中であり、今後必要な対応が示された段階で個別に検討して参ります。

2点目に戻り、サバ類に関しましては、北海道資源管理方針等を遵守し、北海道の指導に従うこととして検討中でございます。

振興局と致しましては、これらの課題については、今後の検討と対応が必要な事項が含まれることを踏まえた上で、浦さけ定第5号及び第6号として、日高海区漁場計画素案に設定することとしております。

資料1-3は素案となります。草案においては、継続検討としておりました、漁業時期と免許条件について、具体的に記載しています。

漁業時期は、先ほどの経緯を踏まえ、第14次と同じになっています。

条件につきましては、のちほどご説明します。

6ページをご覧ください。

先ほどの経緯を踏まえ、第5号の次に第6号を追加し、草案第6号と第7号におきましては、それぞれ第7号と第8号に繰り上げております。

その他、草案からの変更はございませんので、後ほどご確認下さい。

資料 1 - 4 をご覧下さい。漁場区域となります。

6 ページに、先ほどと同様、浦さけ定第 5 号の次に第 6 号を追加し、草案における第 6 号と第 7 号をそれぞれ第 7 号と第 8 号に繰り下げております。その他、草案からの変更はございませんので、後ほどご確認下さい。

資料 1 - 5 をご覧下さい。免許条件一覧となります。1 4 次と異なる部分を説明します。

3 ページ、浦さけ定第 5 号につきましては、春秋の操業期間に対応する条件となっており、次の第 6 号は春のみに対応する条件で今回追加され、草案における第 6 号と第 7 号をそれぞれ第 7 号と第 8 号に繰り下げております。

4 ページ、三さけ定第 3 号につきましては、春の操業期間に対応する条件となっています。

その他、第 1 4 次と同じ内容で記載されておりますので、後ほどご確認下さい。

資料 1 - 6 をご覧下さい。漁場図につきましては、草案において河口規制関係の漁場に記載しておりました継続検討の文言が外れております。

また、浦さけ定第 6 号を追加し、続く 2 か統の番号を繰り下げています。

定置漁業権素案の説明につきましては、以上となります。

議長

ただいま、振興局の方から、河口規制に関連しては従来どおりの漁場が認められたとする一方で、長年要望してきた漁期の延長に関しては、太平洋全体の来遊状況と管内の親魚確保の偏在等を理由に時期尚早ということで、次 1 5 次の漁期については、1 4 次と同じとのことでしたが、振興局としては、それらの状況が改善された場合には、免許期間中であっても、要望して参りたいという説明でございました。

また、浦春定の要望に関しましては、振興局最終案に向け、採算性やスケソの利用に関する課題を整理していく旨の説明でございました。

このことにつきましては、本日 1 4 時に開始しました漁業権切替小委員会において審議しております。

色々意見もございましたが、振興局の考えどおりに取り進めることで、まとまったところでございます。

それでは、素案に対するご意見、ご質問を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員

ありません。

議長

それでは、日高海区漁場計画第 1 5 次定置漁業権に係る海区漁場計画素案につきましては、特段支障ない旨、振興局に回答してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

それでは、そのように決定し、振興局に回答することといたします。

次に議案第 2 号まつかわの資源保護を図るための採捕制限に関する

委員会指示について、事務局からから説明願います。

事務局長

まつかわ資源の保護を図るための採捕制限に関する委員会指示について、説明いたします。

それでは、資料2をご覧ください。

1枚めくりまして、2ページ目をお願いします。

令和5年4月11日付けで、えりも以西栽培漁業振興推進協議会から、平成18年度より始めたマツカワ種苗の大量放流に伴った小型魚の保護を図るため、漁業法第120条第1項に規定に基づく委員会指示の発動を求める要請があったところです。

3ページ目にまいりまして、一番下に要請の内容が記載されていますが、例年と同様に、全長35センチメートル未満のマツカワは採捕しない、採捕された場合は速やかに海中還元するという内容となっております。

それでは、資料2-2をご覧ください。

これまでのマツカワの人工種苗放流、漁獲状況、委員会指示発動に当たりその妥当性などを整理した資料となっております。

1の人工種苗放流につきまして、えりも以西太平洋海域では、平成3年度からマツカワの人工種苗の試験放流が始まり、平成18年度からは資源回復計画に基づき100万尾の種苗放流が行われており、そのうち日高海域では、平成18年度から毎年、おおむね40万尾の種苗放流が行われているところです。

2の漁獲状況につきまして、下段の表に、平成17年度以降のマツカワの放流数と漁獲実績をとりまとめておりますが、平成18年度から始めた大量放流の2年後あたりから、漁獲量が飛躍的に増加していることがわかります。

漁獲量及び金額につきましては、漁獲が安定してきた平成21年度以降を平均しますと、漁獲量が約66トンで、金額が約7千3百万円となりますが、令和4年度にあっては、漁獲量は平均値を上回り、金額につきましては、若干、低い結果となっております。

続きまして、3ページ4ページ目には、えりも以西太平洋海域にけるマツカワの漁獲状況をまとめております。

3ページ目の右端には、えりも以西海域における日高の漁獲割合を記載しておりますが、漁獲量、漁獲金額ともに海域全体の5割前後を日高が占めている状況にあることが、ご覧いただけるかと思えます。

詳細につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

2ページ目に戻りますが、4の消費拡大につきましては、えりも以西栽培漁業振興推進協議会ではマツカワ魚価対策プロジェクトチームを設立し消費拡大に向けた活動を継続的に取り組んでいるところをございまして、5の委員会指示の妥当性としまして、(1)から(4)に記載している理由から、今年度も委員会指示を発動したいと考えてございます。

今回の委員会指示の内容ですが、資料2-3をご覧ください。

委員会指示の新旧対照表を示していますが、発動日、指示期間等を除き、昨年と同一内容で、指示期間は令和5年8月8日から令和6年8月7日までの1年間、指示内容は昨年同様、全長35cm未満のまつかわを採捕した場合は、速やかに海中還元しなければならないとするものです。

資料2-4は、ただいま説明いたしました指示の文案です。

説明は以上です。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ただいま説明がありました。
渡島東部から日高にかけて、例年、発出している委員会指示につきまして、本年も発動するといった説明でございますが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

各委員 ありません。

議長 それではそのように決定して、ご質問等が無ければ、議案第2号については、原案どおり委員会指示を発動することでよろしいですか。

委員一同 はい。

議長 続きまして、議案第3号と第4号は関連があるので一括で上程します。事務局より説明願います。

事務局長 議案第3号北海道資源管理方針の一部改正と、議案第4号特定水産資源に関する令和5年管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について、北海道知事より諮問がありました。

関連がありますので、一括して説明いたします。

始めに北海道資源管理方針の一部改正について、ご説明します。

資料3をご覧ください。知事からの諮問文となります。

漁業法第14条第9項の規定により、北海道資源管理方針を別紙1のとおり改正したいので、同条第10項において準用する同条第4項の規定に基づき、当委員会に諮問があったものでございます。

1枚めくっていただきまして、別紙1に北海道資源管理方針の新旧対照表をお示ししておりますが、右が現行の道方針、左が改正案となっております。

今回変更がある部分については、朱書きで下線を引いた部分となっております。

今回の主な改正内容について、説明します。

31ページ目、資料3-2北海道資源管理方針の一部改正に係る改正内容についてをご覧ください。

今回の改正内容は大きく分けて、お示ししている、(1)のさんまの配分基準に係る規定の追加と(2)の北海道資源管理方針の別紙3の追加の2点となっております。

まず一点目のさんまの配分基準に係る規定の追加につきまして、資料が、3ページ目に戻りまして、新旧対照表の最終行から次のページにかけまして記載しておりますが、さんまの配分の基準について、他都府県又は大臣管理区分との間における配分量の融通及び国の留保からの追加配分等に伴い、本道に配分された数量に変更が生じる場合には、全量を北海道さんま漁業管理区分から加除する旨の規定を追加するものです。

続いて、二点目の北海道資源管理方針の別紙3の追加につきまして、4ページ目の5行目以降にあります、北海道資源管理方針の別紙3-20のほっけ道北系群以下、28ページ目の別紙3-

61のりしりこんぶ北海道周辺海域の追加です。

国が進める改正漁業法に基づく新たな資源管理では、漁業者による自主的な資源管理は、令和5年度末までの間に、現行の資源管理計画から改正漁業法に基づく認定協定へと移行していくこととなります。認定協定への参加は漁業収入安定対策やセーフティネット事業等の要件となっており、道としても現行の資源管理計画を期日までにスムーズに協定に移行していく必要がありますが、協定を知事が認定するためには、北海道資源管理方針の別紙に位置づけられている必要があります。

このため、昨年12月の海区委員会において審議していただき、19資源を追加したところですが、今回は残りの42資源について、北海道資源管理方針の別紙3に追加するもので、これで現行の資源管理計画の対象となっている魚種は全て道方針に定められることとなります。

資源ごとの資源管理の方向性につきまして、33ページ目、資料3-3をご覧ください。

資源ごとに資源水準や動向、資源管理の方向性（案）を記載しており、備考欄には資源評価の状況を記載しております。資源管理の方向性の基本的な考え方は、資源が低位、低水準のものは、5年後の2028年までに中位、中水準以上に回復することとしています。

また、中位、中水準以上の資源についてはその資源水準を維持することを資源管理の方向性としております。

なお、備考欄で資源評価なしと記載されている資源につきましては、水研や道総研による資源評価が行われておらず、漁獲量の情報しか有していない資源であることから、道総研の助言の元、直近の漁獲量の情報を元に暫定的に資源水準の判定を行い、資源管理の方向性を定めております。

漁獲努力量が減っていたり、時化など海況の影響など、漁獲量だけでは資源水準を的確に判定できないことは十分承知しておりますが、今後、道総研の協力を得て利用可能なデータが手元に揃ってきた段階で、改めて資源管理の方向性を見直して参りたいと考えておりますので、年度内に円滑に協定に移行するためご理解をお願いいたします。

また、資料3の別冊として、改正後の北海道資源管理方針を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

次に特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等についてをご説明します。

資料4をご覧ください。北海道知事からの諮問文となります。

漁業法第16条第1項の規定に基づき、マサバ及びゴマサバ太平洋系群並びにズワイガニ各系群に関する令和5管理年度における漁獲可能量を定めたいので、同条第2項の規定に基づき、当委員会に諮問があったものです。

また、併せて、令和5管理年度のサンマの知事管理漁獲可能量を変更するとともに、国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について、同条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、当委員会に諮問があったものです。

まず、令和5管理年度のTAC及びその配分について、ご説明いたします。

諮問文の別紙1及び別紙2に知事が定め、公表しようとする知

事管理漁獲可能量案をお示ししております。詳細につきましては、魚種ごとに順次説明して参ります。

5 ページ目、資料 4-1、令和 5 年の T A C についてをご覧願います。

これは、4 月 24 日に開催された水産政策審議会の資源管理分科会を経て、国から示された、令和 5 管理年度における漁獲可能量の当初配分に基づき、北海道に定められた数量の概要などを示したものです。マサバ及びゴマサバについては、最大持続生産量いわゆる M S Y を達成する産卵親魚量を管理の目標として、資源管理基本方針で定められた漁獲シナリオで算定される、A B C の合計値が、その年の T A C として設定されています。

マサバ及びゴマサバ太平洋系群の M S Y を達成する親魚量は 1,703,000 トンに対し、2021 年の平均親魚量は 1,686,000 トンで、M S Y をわずかに下回る資源状態となっておりますが、昨年よりも親魚量が増加したこともあり、今回、設定された T A C は前年より 1,000 トン多い 510,000 トンとなっております。

令和 5 管理年度の T A C 配分については、日本全体の 510,000 トンに対し大臣許可漁業に約 290,000 トン、北海道へは数量が明示されない現行水準として定められております。

なお、マサバ対馬暖流系群及びゴマサバ東シナ海系群については、北海道への配分がないことから説明を割愛いたします。

次に、ズワイガニですが、資源管理基本方針に定められた漁獲シナリオに従い、北海道西部系群については平成 9 年以降の最大漁獲量を考慮し 43 トンが設定され、全量の 43 トンが北海道に定められています。

また、オホーツク海南部については、近年の最大漁獲量を考慮し、1,000 トンが T A C として設定され、北海道には 125 トンが設定されています。

続きまして、6 ページ目、資料 4-2、令和 5 年の T A C について、括弧変更分をご覧願います。

これは、4 月 24 日に開催された水産政策審議会資源管理分科会を経て国から示された、サンマの令和 5 管理年度における漁獲可能量の変更に基づき北海道に定められた、数量の概要などを示したものです。

サンマは国際交渉により我が国の漁獲可能量が定められており、令和 5 年 3 月の N P F C 年次会合でサンマの保存管理措置が変更され、およそ 25% の削減措置が合意されたことに伴い、国全体の漁獲可能量が約 37,000 トン減の 118,131 トンとなっております。

なお、配分については、全サンマ、道東小サンマ、オホーツクサンマ協議会、岩手小サンマの四者による確認書に基づき配分が行われており、北海道に対しては 4,800 トンが配分されています。

次に、北海道に定められた T A C の知事管理区分への配分につきまして、まず、マサバ及びゴマサバに関し、7 ページ目、資料 4-3 をご覧ください。

マサバ及びゴマサバについては、北海道は数量が明示されない現行水準と定められていることから、北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業も現行水準として、数量を明示せず定めることとしています。

なお、数量は明示されていませんが、国からは管理の目安の数量として 11,995 トンが示されております。

1枚めくっていただきまして、資料4-4をご覧ください。

ズワイガニに関してですが、配分の考え方ですが、①ズワイガニについて国から北海道に数量を定められた系群は、ズワイガニ北海道西部系群とズワイガニオホーツク海南部の2系群であり、それぞれ別に管理することとしています。

②ズワイガニ北海道西部系群については、北海道資源管理方針において、北海道ズワイガニ北海道西部系群漁業と北海道ズワイガニ北海道西部系群を漁獲するその他漁業の2つの管理区分に分けて管理することとしており、配分に係る道の通知に従い、配分比率は9:1としていることから、北海道ズワイガニ北海道西部系群漁業には39トン配分することとしています。

なお、北海道ズワイガニ北海道西部系群を漁獲するその他漁業については、漁獲量が8割を構成する漁獲量上位の知事管理区分には含まれないことから現行水準として管理することとしています。

③になりますけどもズワイガニオホーツク海南部については、知事管理区分が一つであり北海道ずわいがにオホーツク海南部漁業に125トン全量を配分することとしています。

また一枚めくっていただきまして、資料4-5をご覧ください。

サンマの配分の考え方ですが、まず国から配分された数量を、知事許可漁業である、さんま棒受け網及び流し網を対象とする北海道さんま漁業の管理区分とそれ以外のその他漁業の管理区分で管理し、さんま漁業については数量を配分して管理することとし、その他漁業については現行水準とします。

なお、国から配分された4,800トンのうち、全さんまの組合員がオホーツク海海域で操業するための採捕枠として、1,600トンが配分されており、これは全てさんま漁業に配分することとします。

なお、さんま漁業への配分については、直近3カ年の平均採捕数量の比率により4,600トン配分することとしております。

最後に、資料が戻りますが、4ページ目をお願いします。

別紙3、国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について（さんま）をご覧ください。

1の背景ですが、サンマについては国の留保枠が設けられてきたものの、令和4管理年度までは国の留保から都道府県などへの配分方法は定められてきませんでした。令和5管理年度からは配分できるように国の基本方針が改正され、今般、先ほどご説明したように道方針を改正し、追加配分の基準を定めることとしています。

また、漁獲可能量の変更につきましては、漁業法第16条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされておりますが、これまで、他魚種であるマイワシ太平洋系群、クロマグロ小型魚、クロマグロ大型魚、スケトウダラ太平洋系群、スケトウダラ日本海北部系群、スケトウダラ根室海峡及びスルメイカの漁獲可能量の配分の変更にあたっては、操業に影響が出ないよう配分の迅速性を確保するために、予め行政庁の恣意性のない機械的な追加配分の方法を定め、事前に関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で同意を得ておくことで、事後報告で対応できるとされてきたところです。

2の今後の取扱いをご覧ください。

サンマの国の留保からの追加配分及び融通については、道方針

別紙 1 - 1 の第 3 に基づき、全量を北海道サンマ漁業から加除することとしており、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、迅速配分のため関係海区漁業調整委員会には事後報告で対応させていただきたいと考えております。

最後に、10 ページ目に、資料 4 - 6 として、令和 4 年と令和 5 年の配分量の比較についてを添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

長くなりましたが説明は以上となりますので、ご審議方よろしくお願います。

議長

説明が終わりました。

ただいまの説明にご意見、ご質問はありますか。

佐藤委員

はい、まさばこまさばについてなんですが、大臣の管理枠で数量が決められていて、北海道は数量を決めていませんが、11,900 トンを目安としている事につて、例えば北海道でこの目安量を超える様な数字になると、この先設定される可能性というはあるんですか。

事務局長

はい、説明はしませんでしたでしたが、参考資料 3 を添付してございますが、1 ページめくっていただきまして、3 ページ目をご覧ください。

こちらの方に 51 万トンの配分の内訳が記載されております。

このうち知事管理部分の中でも更に北海道、基本的に配分しているところ岩手県、三重県、和歌山県、宮城県、そしてそれ以外北海道は注記のところに記載されていますが、注記に記載されているところが、現行水準と定められているところになると認識しています。

先ほど目安として示されている、11,900 トンを超えた時に今後しっかり数字として配分されるかどうかについては、今現在、お答えできる事はありませんが、基本的に現行水準にとどめるようにされている漁業です。

佐藤委員

懸念されることはないということですが、定置の事ですが、11 月に来遊しているため、規制が入るなど先の心配になりますが。

事務局長

その辺につきましては、道庁の担当係へ事務局から照会させてもらい、どういったことが想定されるのか、先ほどの懸念についてなど、確認したいと思えます。

佐藤委員

了解です。

議長

その他何かありませんか。

各委員

ありません。

議長

無ければ、議案第 3 号及び議案第 4 号について、適当と認めてよろしいですか。

委員一同

異議なし。

議長

異議が無いようですので、諮問のとおり、適当であることを知事へ答申することとします。

次に、議案第5号について、振興局より説明願います。

松枝係長

議案第5号漁業許可の公示に係る諮問について、説明させて頂きます。

1 ページ、諮問文をご覧下さい。知事から日高海区へ制限措置の内容及び申請すべき期間等についてとなっております。

今回は、たら固定式刺し網及びかれい固定式刺し網漁業ともに、制限措置の内容及び申請すべき期間等に加えて、3年許可で漁業法改正後初回の許可更新となりますことから、許可等の基準が諮問されています。

2 ページをご覧下さい。たら固定式刺し網漁業の制限措置等となっております。

海域は、日高振興局管内東部沖合海域として、幌泉郡と広尾郡の境界線と最大高潮時海岸線の交点から106度30分の線以西、東経142度44.8分の線以東の海域であって、たら固定式刺し網漁業の共同漁業権漁場区域を除くとしています。

漁業時期は、毎年10月1日から翌年1月31日まで、隻数34隻、総トン数20t未満ですが、但しとして現行許可者が同一船を使用する場合に限り、総トン数30t未満、営む資格者は日高振興局管内に住所を有する者としています。

隻数について、これまでと変更ありません。

備考欄に許可有効期間が示され、令和5年10月1日から令和8年9月30日まで3年間となっております。

2の起業認可につきましては、令和5年10月1日から令和6年9月30日まで1年間の有効期間となっております。有効期間内に許可移行の場合、許可日から令和8年9月30日まで許可の有効期間となります。

申請書提出先は、日高振興局産業振興部水産課です。

許可に当たっての制限条件として、(1)陸揚げ港制限、(2)網長制限は4,000m以内ですが、42号共有共同漁業権同時操業の場合には、共同漁業権との合計で4000m以内の制限となります。

(3)漁具標識、(4)調整規則禁止以外のかに類6種の海中還元義務(5)知事命令遵守義務が付される可能性があります。

申請すべき期間につきましても、他の知事許可と同様に、北海道漁業調整規則の規定に基づき、それぞれ1ヶ月を下らないよう、令和5年8月1日から31日までと設定しております。

以上がたら固定式刺し網漁業となります。

つづきまして3ページをご覧下さい。かれい固定式刺し網漁業の制限措置等となっております。

海域は、日高振興局管内沖合海域として、幌泉郡と広尾郡の境界線と最大高潮時海岸線の交点から106度30分の線以西、沙流郡と勇払郡の境界線と最大高潮時海岸線の交点から206度55分の線以東の海域であって、かれい固定式刺し網漁業の共同漁業権漁場区域を除くとしています。

漁業時期は、毎年10月21日から翌年4月30日まで、隻数

57隻、総トン数20t未満ですが、但しとして現行許可者が同一船を使用する場合に限り、総トン数30t未満、営む資格者は日高振興局管内に住所を有する者としています。

隻数について、これまでと変更ありません。

備考欄に許可有効期間が示され、令和5年10月21日から令和8年10月20日まで3年間となっています。

2の起業認可につきましては、令和5年10月21日から令和6年10月20日まで1年間の有効期間となっており、有効期間内に許可移行の場合、許可日から令和8年10月20日まで許可の有効期間となります。

申請書提出先は、日高振興局産業振興部水産課です。

許可に当たっての制限条件として、(1)陸揚げ港制限、(2)網長制限、(3)漁具標識、(4)調整規則禁止以外のかに類6種の海中還元義務(5)知事命令遵守義務が付される可能性があります。

申請すべき期間につきましても、他の知事許可と同様に、北海道漁業調整規則の規定に基づき、それぞれ1ヶ月を下らないよう、令和5年8月1日から31日までと設定しております。

以上がかれい固定式刺し網漁業となります。

4ページをご覧ください。許可等の基準は、各漁期において誠実に営漁を行った操業実績者を最優先として、次に漁業法令違反がある操業実績者。

次に、実績者以外の新規の扱いとして、この中での上位者は、有効許可受有者で、満了日に有効な許可者となります。

次には、同じく満了日有効な許可者で、漁業法令違反者となります。

最後に完全な新規の場合で、申請者の漁業経験と住所地により配点し、合計点数により判断しますが、合計点同一の場合くじ引きによるしております。

以上が制限措置と申請期間の説明となります。

議長 　　ただいま説明がありました。これに対するご意見、ご質問はございませんか。

各委員 　　ありません。

議長 　　無ければ、議案第5号について、適当と認めてよろしいですか。

委員一同 　　異議無し。

議長 　　異議が無いようですので、諮問のとおり、適当であることを知事へ答申することとします。

　　続きまして、議案第6号について、また、関連する報告事項の(1)につきまして、一括して事務局より説明願います。

事務局長 　　議案第6号日高海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の廃止についてを、資料6により、個人情報の保護に関する日高海区漁業調整委員会規程の制定についてを、資料6

－ 2 により、関連して報告事項（１）の日高海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱の一部改正についてを、資料番号「報告事項 1」と記載した資料により、それぞれ、ご説明いたします。

初めに、当委員会が定める関係規程については、全て国や北海道の関係法令や規則等を準用することになっております。

今回は、北海道の個人情報保護に関する条例が廃止になることから、この条例を基に制定している、当海区の規程を廃止することとし、今後は、国の個人情報の保護に関する法律に基づいた規程を新たに制定するものであります。

資料 6 の 7 ページ目が、規程の廃止に係る告示文書で、本委員会です承された後、決裁を経て施行されます。

資料 6－2 が、新たに国の個人情報の保護に関する法律に基づき制定される規程になりますが、これも当委員会です承された後、決裁を経て施行されます。

また、新たな規程に係る具体的な事務処理の方法等を定めております、日高海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱につきましても、国の個人情報の保護に関する法律に基づき新たに制定する規程に併せて、一部を改正するもので、報告事項 1 と記載されている資料にて、アンダーラインにより改正された箇所が一目で判る様、新旧対照表にして添付してございますので、後ほど、お目通し願います。

以上、大変簡単ではありますが、説明を終わります。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はありますか。

各委員 ありません。

議長 無ければ、議案第 6 号の「個人情報の保護に関する規程」について、現行の規程を廃止の上、新たな規程を制定することについて、承認してよろしいでしょうか。

委員一同 異議無し。

議長 それでは、原案のとおり承認することとします。
続きまして、議案第 7 号について、また、関連する報告事項の（２）につきまして、一括して事務局より説明願います。

事務局長 議案第 7 号北海道情報公開条例の施行に関する日高海区漁業調整委員会規程の一部改正についてを、資料 7 により、関連して報告事項（２）の日高海区漁業調整委員会公文書開示事務取扱要綱の一部改正についてを、資料番号報告事項 2 と記載した資料により、それぞれ、ご説明いたします。

この度、北海道情報公開条例ほか関係規則が改正されたことから、当委員会の関係する規程も改正し、併せて、この規程に基づき定めている事務取扱要綱も改正するというものであります。

規程の具体的な改正箇所は、資料 7 の 2 ページ目、中頃にあ

りますとおり、北海道情報公開・個人情報保護審査会への報告という事項が新設されます。

また、規程に係る具体的な事務処理の方法等を定めている事務取扱要綱は、取扱に配慮すべき個人情報の明確化を図るため、関係条項の追加や修正のため一部改正を行うものであり、修正箇所が一目で判る様、アンダーラインを引いる新旧対照表を、資料番号報告事項2として添付してございますので、後ほど、お目通し願いたいと思います。

以上、大変簡単ではありますが、説明を終わります。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明につきましてご意見、ご質問はありますか。

各委員 ありません。

議長 無ければ、議案第7号の情報公開に関する規程の一部改正について、承認してよろしいでしょうか。

委員一同 異議無し。

議長 それでは、原案のとおり承認することとします。

これで、本日予定しておりました議題は以上になりますが、皆さんから何かございませんか。

各委員 ありません。

議長 事務局から連絡事項などありませんか。

事務局長 次回の委員会の予定につきましてご連絡します。

7月下旬から8月上旬を目処に、第8次共同漁業権に係る免許申請の適格性に関する諮問が予定されておりますので、8月上中旬あたりに、委員会を開催したいと考えております。

また、定置漁業権の素案に対する回答や課題の整理状況に応じ、次回委員会で、定置漁業権の振興局最終案も審議いただくことも想定されますが、この場合、あわせて小委員会も開催することとなりますので、重ねてまして、宜しく願いいたします。

事務局からは以上です。

議長 それでは、以上で本日の委員会は終了いたします。
お疲れ様でした。

《閉 会》